

医修試財発第 35 号
令和 6 年 10 月 2 日

一般財団法人全日本ろうあ連盟
教育・文化委員会委員長 堀 米 泰 晴 殿

公益財団法人 医療研修推進財団
理 事 長 河 邊 博 史
(公 印 省 略)

「言語聴覚士国家試験の内容に関する質問」の回答について

2024 年 9 月 12 日付、連本第 240417 号で質問のあった件について、下記のとおり回答します。

記

【質問 1】

「言語聴覚士国家試験」に、手話言語そのものに関する出題、または手話言語の言語学的特性に関する出題がされることで、言語聴覚士を養成する各学校で手話言語に関する学習が進むものと私たちは考えていますが、過去の試験において、手話言語そのものに関する出題、または手話言語の言語学的な特性に関する出題されたことはありますか。

《回答》

手話の理解に関する出題がされたことがある。

【質問 2】

出題されることがない場合、その理由をお教えてください。

《回答》

質問 1 の回答のとおり。

【質問 3】

言語聴覚士をめざす方々の手話言語習得の必要性について、貴財団のお考えをお聞かせください。

《回答》

当財団は言語聴覚士法第 36 条の規定に基づき厚生労働大臣指定試験機関と

して言語聴覚士国家試験の実施に関する事務を行っている機関であり、言語聴覚士養成所のカリキュラムや教育等について検討を行っている機関ではないため、言語聴覚士をめざす方々の手話言語習得の必要性についてお答えできる立場にありません。